

平成 18 年 6 月 16 日



三菱東京 UFJ 銀行
国際業務部
中国業務支援室

< 中国 / 規定・手続 >

外資企業の投資性公司（傘型企业）設立に関する補充規定 （商務部令 2006 年第 3 号）

「投資性公司」（傘型企业 / *1）の設立・運営については、現在 2004 年の商務部の規定（*2）が準拠法となっていますが、これを補足する規定として、2006 年 5 月 26 日付で商務部より「外商投資による投資性公司の設立についての補充規定」（商務部令 2006 年第 3 号 / 2006 年 7 月 1 日実施）が公布されました。

- *1：傘型企业、ホールディングカンパニーとも呼ばれ、3,000 万米ドルという多額の最低資本金が設立条件とされる一方、投資業務、傘下企業に対する統括業務等広範な業務が可能な企業形態。
- *2：「外商投資性公司の設立・運営に関する規定」（商務部令 2004 年第 22 号）2004 年 11 月 17 日発布

なお、当該補充規定には、資本金の払い込み期限の延長、国外会社からのサービスの外注受託の解禁、卸売、コミッション代理業の開放、輸出時の増値税還付の適用、上場企業への戦略投資の解禁等、従来の規制を緩和する内容も盛り込まれています。

以下、弊行上海支店が作成致しました今回の補充規定と現行規定との比較表及び補充規定の仮訳をご案内いたします。

< 「投資性公司」の設立に関する規定 >

《参考》現行の規定 （商務部令 2004 年第 22 号）	今回の補充規定 （商務部令 2006 年第 3 号）
第七条 外国投資者は自由兌換可能な貨幣、又はその中国国内において得た人民元利潤若しくは株式譲渡、清算などで得た人民元の合法的収益を以って、その投資性公司登録資本への出資としなければならない。中国側投資者は、人民元で出資することができる。外国投資者がその人民元の合法的収益を以って投資性公司登録資本への出資とする場合、関連証明文書及び税務証憑を提出しなければならない。出資は、営業許可証の発給日から二年内に全額払い込みしなければならない。	一 22 号令第七条を以下の通り修正する。「外国投資者は自由兌換可能な貨幣、又はその中国国内において得た人民元利潤若しくは株式譲渡、清算などで得た人民元の合法的収益を以って、その投資性公司登録資本への出資としなければならない。中国側投資者は、人民元で出資することができる。外国投資者がその人民元の合法的収益を以って投資性公司登録資本への出資とする場合、外貨管理部門が発給する国内人民元利潤又はその他の人民元の合法的収益による再投資の資本項目外貨業務批准書などの関連証明文書及び税務証憑を提出しなければならない。営業許可証の発給日から二年内に出資する場合は三千万米ドルを下回ってはならず、登録資本中の残余部分の出資は、営業許可証の発給日から五年内に全額払い込みしなければならない。

<p>第十条 投資性会社が商務部の認可を経て設立した後、その中国において従事する経営活動の実際の必要性により、以下の業務を営むことができる。</p> <p>(五)その親会社及び関連会社のサービス外注業務の引受。</p> <p>第二十二条 条件に合致する投資性会社は、多国籍会社の地域本部(以下地域本部という)に認定されるよう申請し、且つ法により変更手続を行なうことができる。</p> <p>(二)地域本部と認定された投資性会社は、その中国において従事する経営活動の実際の必要性により、以下の業務を営むことができる。</p> <p>4、国内外企業のサービス外注業務の引き受け。</p>	<p>二 投資性会社が国外会社のサービス外注業務を引き受けすることを許可する。</p>
<p>第十一条 投資性会社が貨物輸出入又は技術輸出入に従事する場合、商務部の《対外貿易経営者届出登記弁法》の規定に合致しなければならない。</p> <p>投資性会社がコミッション代理、卸売、小売及びフランチャイズ経営活動に従事する場合、商務部の《外商投資商業領域管理弁法》の関連規定に合致し、また法により相応に経営範囲を変更しなければならない。</p>	<p>三 22 号令第十一条を以下の通り修正する。</p> <p>「投資性会社が貨物輸出入又は技術輸出入に従事する場合、商務部の《対外貿易経営者届出登記弁法》の規定に合致しなければならない。投資性会社が輸出する製品は関係規定により輸出税額還付を行なうことができる。</p> <p>投資性会社はコミッション代理(競売を除く)、卸売方式を通じて輸入及び国内で購入した商品を国内において販売することができる。特殊商品及び小売とフランチャイズ経営方式により販売する場合、関連規定に合致していなければならない。</p>
<p>第十四条 投資性会社は発起人として、外商投資株式有限公司を設立する、又は外商投資株式会社の未上場流通法人株を保有することができる。投資性会社は、国家の関連規定に基づき、国内のその他の株式有限公司の未上場流通法人株を保有することもできる。投資性会社は、株式有限公司の国外発起人又は株主と見なさなければならない。</p>	<p>四 投資性会社が国家の関係規定に基づき上場会社に対し戦略投資を行なうことを許可するが、投資性会社は株式有限公司の国外株主と見なさなければならない。</p>
<p>第十五条 投資性会社が設立後、法により経営し、違法記録がなく、登録資本は定款の規定により期日通りに払い込みされ、投資者が実際に払い込む登録資本額が三千万米ドルを下回らず、且つ本規定第八条で規定する用途にすでに使用している場合、投資性会社は、所在地の省、自治区、直轄市又は計画単列市の商務主管部門の審査同意を経て、商務部に申請を提出し、且つ認可を得たものは、その中国で従事する経営活動の実際の必要性により、以下に掲げる業務を営むことができる。</p> <p>(五)その投資先企業の生産開始前に又はその投資先</p>	<p>五 22 号令第十五条の関係条件に合致する投資性会社は、その投資先企業の生産開始前に又はその投資先企業の新製品の生産開始前に、製品の市場開発を行なうため、関連製品を輸入してテスト販売することができる。また、国内のその他の企業にその製品又はその親会社の製品の生産/加工を委託し、国内外において販売することができる。</p>

<p>企業の新製品の生産開始前に、製品の市場開発を行なうため、投資性公司がその親会社から輸入するその投資先企業の製品と関連のある親会社製品の国内においてテスト販売を行なうことを許可する。</p> <p>(九)投資性公司が輸入する親会社製品を国内で販売すること(小売を含まない)。</p> <p>第二十二条 《省略》</p> <p>(二) 《省略》</p> <p>8、国内のその他の企業へのその製品又はその親会社製品の生産/加工の委託、且つ国内外での販売。</p>	
<p>第十六条 投資性公司が第十五条第三項及び第五項の規定に基づき輸入する製品は、関連規定により手続を行わなければならない。上述輸入金額の毎年の累計は、会社の払い込み登録資本額を超えてはならない。</p>	<p>六 22 号令第十六条を削除する。</p>
	<p>七 外国投資者がその中国国内において得た人民元利潤又は株式譲渡、清算等により得た人民元の合法的収益を以って投資性公司登録資本への出資(又は増資)とする場合、投資性公司は当該部分の登録資本の全部又は一部を国内投資による企業の設立に用いることができる。投資性公司が上述の登録資本により設立する企業は、外商投資企業審査認可機関の批准文書、外貨管理部門が批准する外国投資者の人民元利潤又はその他の人民元の合法的収益による投資性公司への出資(又は増資)の資本項目外貨業務批准書、投資性公司が発行する投資先企業に対する人民元出資の原資が上述登録資本であることの書面説明等の文書により、所在地の外貨管理部門で外商投資企業外貨登記及び資本金検査照合の関連手続を行なうことができ、投資性公司の人民元による国内投資の資本項目外貨業務批准書の手続を改めて行なう必要はない。</p> <p>中外合弁の投資性公司が、その中国側投資者の人民元出資を原資とする登録資本を以って国内において企業を設立する場合、外商投資企業外貨登記、株式譲渡の外貨回収外資外貨登記、資本金検査照合及び外資外貨登記等の外貨管理関連手続を改めて行なう必要はなく、普通の国内企業の関係規定により資本金検査手続を正常に行なうことができる。</p>
<p>第二十二条 《省略》</p> <p>(二) 《省略》</p> <p>1、本規定第十条、第十五条で規定される業務。</p>	<p>八 22 号令第二十二條(二)第 1 項を「本規定第十条、第十一条と第十五条で規定される業務」に修正する。</p>

<p>第十五条 《省略》 (六)その投資先企業のために提供する機器及び事務設備のオペレーティングリースサービスを提供すること、又は法によりオペレーティングリース会社を設立すること。</p> <p>第二十二条 《省略》 (二) 《省略》</p> <p>7、商務部の認可を経た、国外の工事請負業務及び国外投資への従事、ファイナンスリース会社を設立しての関連サービスの提供。</p>	<p>九 商務部の批准を経て、地域本部と認定された投資性会社がオペレーティングリースとファイナンスリース業務に従事することを許可する。</p>
<p>第二十二条 《省略》 (二) 《省略》</p> <p>8、国内のその他企業へのその製品の生産/加工の委託又はその親会社製品の国内外での販売。</p>	<p>十 地域本部と認定された投資性会社が国内のその他の企業に製品の生産/加工を委託し且つ国内外において販売し、製品の全てを輸出する委託加工貿易業務に従事することを許可する。</p>
	<p>十一 財務センター又は資金管理センターの機能を行使し且つ地域本部と認定された投資性会社は、外貨管理機関の批准を経て、国内関連会社の外貨資金に対し集中管理を行なうことができ、また、国内の銀行においてオフショア口座を開設して国外関連会社の外貨資金と国内関連会社の外貨管理機関の批准を経て国外に放出される外貨資金を集中管理することもできる。オフショア口座と国内その他の口座との間の資金往来は、国境を跨ぐ資金往来の管理に従う。</p>
<p>第二十五条 投資性会社は、プロジェクト投資計画を適切に履行しなければならない、第一年度の投資、経営状況を、次年度の最初の三ヶ月内に、規定の内容及び書式により商務部に届出しなければならない。上述の資料は、投資性会社が合同年度検査参加申告の必須資料の一つとする。</p>	<p>十二 投資性会社は毎年6月1日前までに前年度の投資、経営等の状況を、規定の内容、書式及び方式に従い商務部へ報告届出し、且つ商務部の要求に基づき関連情報を直ちに報告送付しなければならない。商務部は投資性会社が報告した情報に対し秘密保持義務を負う。</p>
	<p>十三 投資性会社が第十二条の要求により関連情報を報告送付していない場合、商務部は関係規定に従い処理する。</p>
	<p>十四 本規定は2006年7月1日より施行する。22号令と本規定が一致しない場合、本規定を基準とする。</p>

商務部令 2006 年第 3 号
『外商投資による投資性会社の設立に関する補充規定』

『外商投資による投資性会社の設立に関する補充規定』は 2006 年 5 月 17 日の商務部第 5 回部務会議の審議で既に可決されたので、ここに公布し、2006 年 7 月 1 日より施行する。

部長 薄熙来
二〇〇六年五月二十六日

外商投資による投資性会社の設立に関する補充規定

一、22 号令第七条を以下の通り修正する。「外国投資者は自由兌換可能な貨幣、又はその中国国内において得た人民元利潤若しくは株式譲渡、清算などで得た人民元の合法的収益を以って、その投資性会社の登録資本への出資としなければならない。中国側投資者は、人民元で出資することができる。外国投資者がその人民元の合法的収益を以って投資性会社の登録資本への出資とする場合、外貨管理部門が発給する国内人民元利潤又はその他の人民元の合法的収益による再投資の資本項目外貨業務批准書などの関連証明文書及び税務証憑を提出しなければならない。営業許可証の発給日から二年以内に出資する場合は三千万米ドルを下回ってはならず、登録資本中の残余部分の出資は、営業許可証の発給日から五年以内に全額払い込まなければならない。

二、投資性会社が国外会社のサービス外注業務を引き受けることを許可する。

三、22 号令第十一条を以下の通り修正する。

「投資性会社が貨物輸出入又は技術輸出入に従事する場合、商務部の《対外貿易経営者届出登記弁法》の規定に合致しなければならない。投資性会社が輸出する製品は関係規定により輸出税額還付の適用を受けることができる。

投資性会社はコミッション代理（競売を除く）卸売方式を通じて輸入及び国内で購入した商品を国内において販売することができる。特殊商品及び小売とフランチャイズ経営方式により販売を行う場合、関連規定に合致していなければならない。

四、投資性会社が国家の関係規定に基づき上場会社に対し戦略投資を行なうことを許可するが、投資性会社は株式有限公司の国外株主と見なされなければならない。

五、22 号令第十五条の関連条件に合致する投資性会社は、その投資先企業の生産開始前またはその投資先企業の新製品の生産開始前に、製品の市場開発を行なうため、関連製品を輸入してテスト販売することができる。また、国内のその他の企業にその製品又はその親会社の製品の生産/加工を委託し、国内外において販売することができる。

六、22 号令第十六条を削除する。

七、外国投資者がその中国国内において得た人民元利潤又は株式譲渡、清算等により得た人民元の合法的収益を以って投資性会社の登録資本への出資（又は増資）とする場合、投資性会社は登録資本の当該部分の全部又は一部を国内投資による企業の設立に用いることができる。投資性会社が上述の登録資本により設立する企業は、外商投資企業審査認可機関の批准文書、外貨管理部門が批准する外国投資者の人民元利潤又はその他の人民元の合法的収益による投資性会社への

出資（又は増資）の資本項目外貨業務批准書、投資性会社が発行する投資先企業に対する人民元出資の原資が上述登録資本であることの書面説明等の文書により、所在地の外貨管理部門で外商投資企業外貨登記及び資本金検査照合の関連手続を行なうことができ、投資性会社の人民元による国内投資の資本項目外貨業務批准書の手続を改めて行なう必要はない。

中外合弁の投資性会社が、その中国側投資者の人民元出資を原資とする登録資本を以って国内において企業を設立する場合、外商投資企業外貨登記、株式譲渡の外貨回収外資外貨登記、資本金検査照合及び外資外貨登記等の外貨管理関連手続を改めて行なう必要はなく、普通の国内企業の関係規定により資本金検査手続を正常に行なうことができる。

八、22 号令第二十二條(二)第 1 項を「本規定第十條、第十一條と第十五條で規定される業務」に修正する。

九、商務部の批准を経て、地域本部と認定された投資性会社がオペレーティングリースとファイナンスリース業務に従事することを許可する。

十、地域本部と認定された投資性会社が国内のその他の企業に製品の生産/加工を委託し且つ国内外において販売し、製品の全てを輸出する委託加工貿易業務に従事することを許可する。

十一、財務センター又は資金管理センターの機能を用い且つ地域本部と認定された投資性会社は、外貨管理機関の批准を経て、国内関連会社の外貨資金に対し集中管理を行なうことができ、また、国内の銀行においてオフショア口座を開設して国外関連会社の外貨資金と国内関連会社の外貨管理機関の批准を経て国外に放出される外貨資金を集中管理することもできる。オフショア口座と国内その他の口座との間の資金往来は、国境を跨ぐ資金往来の管理に従う。

十二、投資性会社は毎年 6 月 1 日前までに前年度の投資、経営等の状況を、規定の内容、書式及び方式に従い商務部へ報告届出し、且つ商務部の要求に基づき関連情報を直ちに報告送付しなければならない。商務部は投資性会社が報告した情報に対し秘密保持義務を負う。

十三、投資性会社が第十二條の要求により関連情報を報告送付していない場合、商務部は関係規定に従い処理する。

十四、本規定は 2006 年 7 月 1 日より施行する。22 号令と本規定が一致しない場合、本規定を基準とする。

(仮訳：三菱東京 UFJ 銀行上海支店)